意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成29年度及び平成30年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債並びに平成29年度及び平成30年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AU_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0010
　　イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0010

AU_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.00084
　　イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00080

AV_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、財源対策債、平成12年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びにAKにおいて別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成12年度において発行を許可されたもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限り、平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AW_{12}＝0.0202
AW_{13}＝0.0204
AW_{14}＝0.0189
AW_{15}＝0.0119
AW_{16}＝0.0212

AW_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0144
　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0216

意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成29年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成29年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AQ_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0010
　　イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0010

AR_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、財源対策債、平成12年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びにAGにおいて別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成12年度において発行を許可されたもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限り、平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AS_{12}＝0.0202
AS_{13}＝0.0204
AS_{14}＝0.0189
AS_{15}＝0.0194
AS_{16}＝0.0214

AS_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0145
　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0217